

〔用語の説明〕

本カードで使用される主な用語については、次のとおりです。

○歳入科目等

【地方譲与税】

国税として徴収し、一定の配分により地方公共団体に対して譲与する税です。

地方譲与税には、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

【地方特例交付金等】

国から地方公共団体への交付金で、児童手当特例交付金と減収補填特例交付金があります。

児童手当特例交付金は、児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するための交付金で、減収補填特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補填するための交付金です。

【地方交付税】

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもので、普通交付税と特別交付税があります。

【一般財源】

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額に、県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金及び自動車取得税交付金等を加算した額です。

【一般財源等】

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたものです。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれます。

【国庫支出金】

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等です。

【都道府県支出金】

都道府県の市町村に対する支出金です。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金(間接補助金)とがあります。

【減税補填債】

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債です。地方財政法第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分があります。

【臨時財政対策債】

地方公共団体の一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。

地方交付税の振替としての性格を持ち、一般財源と同様に活用できます。

○歳出科目等

【義務的経費】

職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費など、地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費です。

【投資的経費】

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されています。

【補助事業】

町が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業です。

【単独事業】

町が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業です。

【物件費】

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称です。

具体的には、賃金、旅費、交際費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料等)、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費などが含まれます。

【扶助費】

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に各種法令に基づいて実施する給付や、町が単独で行っている各種扶助に係る経費です。

【補助費等】

性質別歳出の一分類で、各種団体に対する補助金や一部事務組合への負担金などです。

【繰出金】

性質別歳出の一分類で、普通会計と特別会計との間に支出される経費です。

また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

【公債費】

町が発行した地方債の元利償還等に要する経費です。

○収支

【形式収支】

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額です。

【実質収支】

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逡次繰越、繰越明許費繰越等の財源を控除した額で、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

【単年度収支】

当該年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額です。

【実質単年度収支】

単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額です。

○財政分析指標

【経常収支比率】

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

【実質公債費比率】

地方公共団体における公債費及び公債費に準じるものによる財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものです。実質公債費比率が18%以上になると、起債にあたり許可が必要となり、25%以上になると、一定の地方債の起債が制限され、35%以上になると、さらにその制限の度合いが高まることとなります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、健全化判断比率の一つとして位置付けられており、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされています。

【起債制限比率】

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額(地方交付税が措置されるものを除く。)に充当された一般財源の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含み、普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。)に対する割合で過去3年間の平均値で示します。

【公債費負担比率】

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合です。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

【実質収支比率】

実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合で、実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示します。

【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で示します。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

【標準財政規模】

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

【標準税収入額】

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額です。

具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいいます。

【財政調整基金】

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。

【減債基金】

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。

【債務負担行為】

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為です。

地方自治法第 214 条及び第 215 条で予算の一部を構成することと規定されています。